

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正
する省令について

1 改正の趣旨

航空機騒音に係る環境基準について（昭和 4 8 年環境庁告示第 1 5 4 号）の一部改正により、航空機騒音に係る評価指標が加重等価継続感覚騒音レベル（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更されることに伴い、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和 4 9 年総理府令第 4 3 号）について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 第一種区域、第二種区域及び第三種区域（以下「第一種区域等」という。）の指定に係る算定方法及び値を時間帯補正等価騒音レベルによるものに改めること。（第 1 条及び第 2 条関係）
- (2) この省令は、施行期日以後の第一種区域等の指定について適用するものとする。こと。（附則第 2 項関係）

3 施行期日

施行：平成 2 5 年 4 月 1 日